

【特定販売に関する事項】（法第4条第3項第4号ロ関係）

* □については、該当するものにレ点をつけること。* 「無・有」については、該当するものに○をつけること。

特定販売を行う 医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く） <input type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第二类医薬品 <input type="checkbox"/> 第二类医薬品 <input type="checkbox"/> 第三類医薬品
特定販売を行う際に 使用する通信手段	<input type="checkbox"/> カatalog <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他（ ）
特定販売を行う時間	
閉店後 特定販売のみを行う時間 がある場合はその時間等	<p>無 ・ 有</p> <hr/> <p>※有の場合はその時間を記載してください。</p> <hr/> <p>※有の場合は、適切な監督に必要な設備として下記内容をご理解のうえ、レ点をつけること。</p> <p><input type="checkbox"/> デジタルカメラ等で撮影した画像を、電子メールに添付して行政機関に電送する設備を有しています。</p>
特定販売の広告に 薬局・店舗の名称と 異なる名称を表示 * 複数ある場合は全て記載	<p>無 ・ 有</p>
主たるホームページ アドレス * 複数ある場合は全て記載	<hr/> <p>※ホームページを閲覧するために、IDやパスワード等が必要な場合は、IDやパスワードを記載してください。</p>
主たるホームページの 構成の概要 * カatalog等の概要含む	別紙のとおり

《注意事項》

- ① 主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てのホームページアドレスを記載すること。（医薬品販売サイトのトップページ等、医薬品の購入希望者等が通常、最初に閲覧するホームページアドレスであること。）
- ② 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類を添付すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てについて関連する書類を添付すること。
- ③ カatalog等を用いて特定販売を行う場合は、②と同様にその概要が分かる資料を添付すること。